

第3章 防災組織

この章には、俱知安町地域防災計画のうち、俱知安町の組織計画や気象業務に関する計画が示されています。

第1節 組織計画	3-1
第1 組織計画	3-1
第2 俱知安町防災会議	3-2
第3 応急活動体制	3-4
第4 町の防災活動体制	3-8
第5 災害対策本部	3-15
第6 災害警戒本部	3-18
第7 現地災害対策本部	3-20
第8 非常配備体制	3-22
第9 住民組織等への協力要請	3-25
第2節 気象業務に関する計画	3-26
第1 気象業務組織	3-26
第2 気象等に関する特別警報・警報・注意報、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報 及び火災気象通報	3-28
第3 異常現象を発見した者の措置等	3-43
第4 予警報の受理及び伝達	3-43
第5 気象官署の組織等	3-46

第1節 組織計画

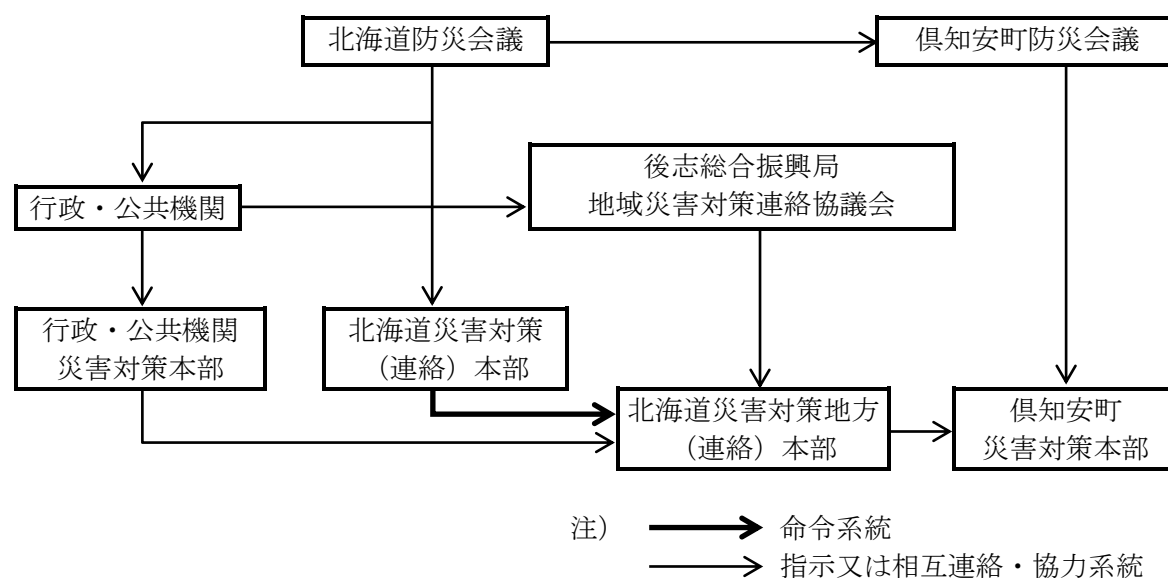
災害の予防、応急及び復旧対策等の防災諸活動に即応する体制を確立し、災害対策の総合的運営を図るため、本章においては防災に関する組織及びその運営、災害に関する情報及び気象予警報の伝達等に関する事項を定め、災害対策の実施体制の確立を図るものとする。

第1 組織計画

本町内における防災会議の組織、運営、災害時における体制は、この計画の定めるところによる。

町における防災行政を総合的に運営するための組織として町防災会議があり、災害時、各機関はそれぞれ災害対策本部等を設置して応急対策活動等を実施するものとする。

その系統を図示すれば次のとおり（図表1-1）のとおりである。



図表 1-1 本町並びに道及び振興局における防災体制図

第2 倶知安町防災会議

災害の予防、応急対策及び復旧対策等の災害対策活動に即応する体制を確立し、災害対策の総合的運営を図るため、防災に関する組織及びその運営に関して、以下のように定める。

(1) 倶知安町防災会議の組織（町地域防災計画資料編_資料-1 倶知安町防災会議条例）

町及び防災関係機関は、町の地域に係る災害の予防、応急及び復旧対策等の防災諸活動に即応する体制を確立し、災害対策の総合的運営を図るため、災害対策基本法第16条第6項の規定に基づき、倶知安町防災会議条例により防災会議の組織及び事務分掌を定める。

組織、所掌事務及び運営の概要は、次のとおりである。

ア 防災会議の組織

倶知安町防災会議は、町長を会長とする。ただし、会長に事故があるときは、職務代理者を副町長とする。

防災会議の委員は次の防災関係機関及び団体（図表1-2）をもって構成するものとし、組織図は、図表1-3のとおりとする。

図表 1-2 倶知安町防災会議を構成する委員

倶知安町防災会議を構成する委員	定員
(1) 町長が指定する指定地方行政機関の職員のうちから当該指定地方行政機関の長が指名する者	5人
(2) 町を災害派遣区域とする陸上自衛隊の部隊の長又はその指名する自衛官	1人
(3) 道知事とその部内の職員のうちから指名する者	4人
(4) 倶知安警察署長又はその指名する警察官	1人
(5) 町長がその部内の職員のうちから指名する者	5人
(6) 教育長	1人
(7) 消防署長及び消防団長	2人
(8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者	8人
(9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者	2人

イ 防災会議の所掌事務

倶知安町防災会議が所掌する事務は以下のとおり。

- (ア) 本計画の作成及びその実施の推進
- (イ) 災害に関する情報の収集
- (ウ) 防災関係機関相互間の連絡調整

ウ 防災会議の運営

倶知安町防災会議の運営は、倶知安町防災会議条例の定めるところによる。



図表 1-3 倶知安町防災会議組織図

第3 応急活動体制

北海道及び市町村における応急活動体制は以下の通りである。

(1) 北海道の災害対策組織等

ア 道庁内の災害対策組織

(ア) 災害対策本部（災害対策基本法第23条の規定による）

(イ) 災害対策連絡本部

イ 後志総合振興局災害対策地方本部内の災害対策組織

(ア) 災害対策本部（災害対策基本法第23条の規定による）

(イ) 災害対策地方連絡本部（倶知安町災害警戒本部に相当）

(ウ) 現地災害対策本部等（被災現地）

(2) 市町村の災害対策組織

市町村長は、災害時、災害の状況に応じて、基本法第23条の2の規定に基づき災害対策本部を設置し、その地域に係る災害応急対策を実施する。

市町村は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、適切な対応がとれるよう努めるとともに、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。

(3) 防災関係機関の災害対策組織

指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の長は、災害時、災害の状況に応じて災害対策組織を設置し、その所管に係る災害応急対策を実施する。

(4) 災害対策現地合同本部

ア 設置

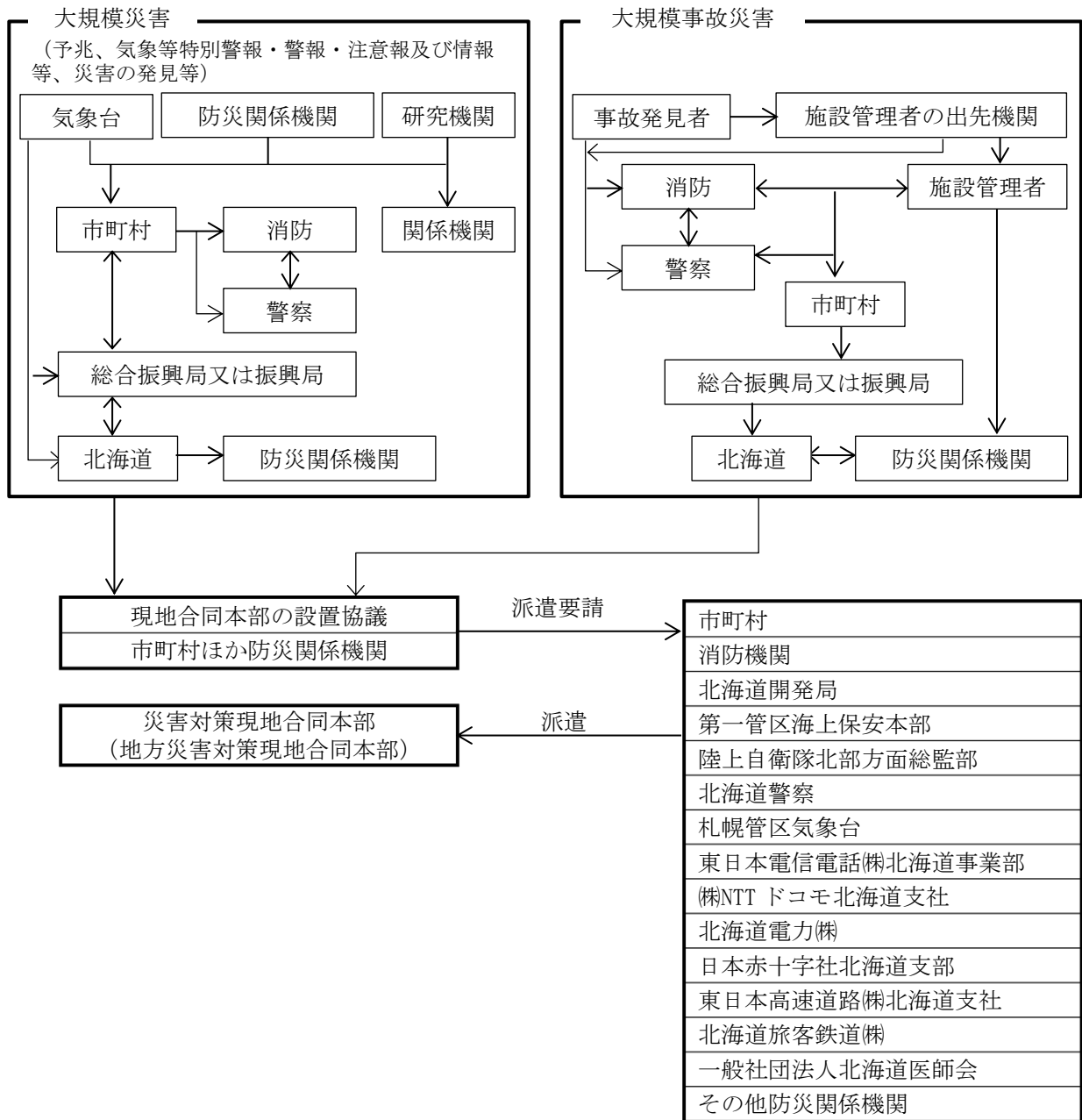
災害対策現地合同本部は、大規模な災害時に、防災機関が相互に協議し、現地において災害対策を連携して行うことが必要ときに設置することとされている。また、災害の状況等により必要な場合は、災害発生地域の防災関係機関による地方災害対策現地合同本部を設置することができることとされている。

(5) 民間団体との協力

町及び道は、災害時、災害の状況に応じて民間団体と連携協力しながら、迅速・的確に災害応急対策を実施する。

災害対策現地合同本部等設置に関する情報伝達系統は、次のとおり（図表1-4）である。

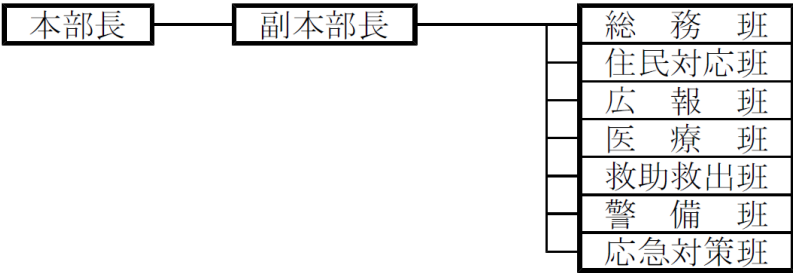
災害対策現地合同部等設置に関する情報伝達系統



図表 1-4 災害対策現地合同本部等設置に関する情報伝達系統
(北海道地域防災計画 第3章防災組織より)

(ア) 組織

災害対策現地合同本部等の組織及び業務分担は、次のとおりとする。



図表 1-5 災害対策現地合同本部等組織図
(北海道地域防災計画 第3章防災組織より)

図表 1-6 現地合同本部等の業務分担 (基準)

班	担当	内容	主な担当機関
総務班	総務担当	現地合同対策本部の庶務	北海道、市町村、通信関係機関、施設管理者
	調整担当	関係機関の調整(応援・協力の要請)	北海道、市町村、気象台
住民対応班		被災者家族への対応等	北海道、市町村、施設管理者
広報班		報道対応、住民への情報提供	北海道、市町村、防災関係機関、施設管理者
医療班	応急措置対応	被災者のトリアージ・応急処置等	北海道、消防、医師会、日赤
	健康管理対応	被災者家族等の健康管理・対応等	北海道、市町村、医師会、日赤
救助救出班		救助救出方法の検討、調整、実施	警察、消防、施設管理者、市町村 (自衛隊、海保～派遣があった場合)
警備班		被災現場の交通規制、立入制限等	警察、海保、施設管理者、市町村
応急対策班		災害応急措置等	北海道、市町村、防災関係機関、施設管理者 (自衛隊～災害派遣があった場合)

※施設管理者は、事故災害の場合のみ

(イ) 運営等

災害対策現地合同本部設置要綱に定めるところによる。

イ 廃止

災害対策現地合同本部等は、災害応急対策が概ね完了したときに、防災関係機関が相互に協議し廃止する。

(6) 消防応援活動調整本部

ア 設置

緊急消防援助隊の出動が決定された場合、被災地での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動に資するため、消防組織法第44条の2及び「北海道消防応援活動調整本部設置規程」に基づき、知事が消防応援活動調整本部を設置し、連絡調整等を行うこととされている。

- (ア) 調整本部は、被災地が複数の市町村である場合、又は、被災地が一つの市町村であっても被害の状況等から必要があると認める場合には、設置するものとする。
- (イ) 調整本部は、北海道庁本庁舎内に設置する。ただし、必要に応じ被災地において連絡調整に適する場所に設置することができるものとする。
- (ウ) 運営等
北海道消防応援活動調整本部設置規程に定めるところによる。

イ 廃止

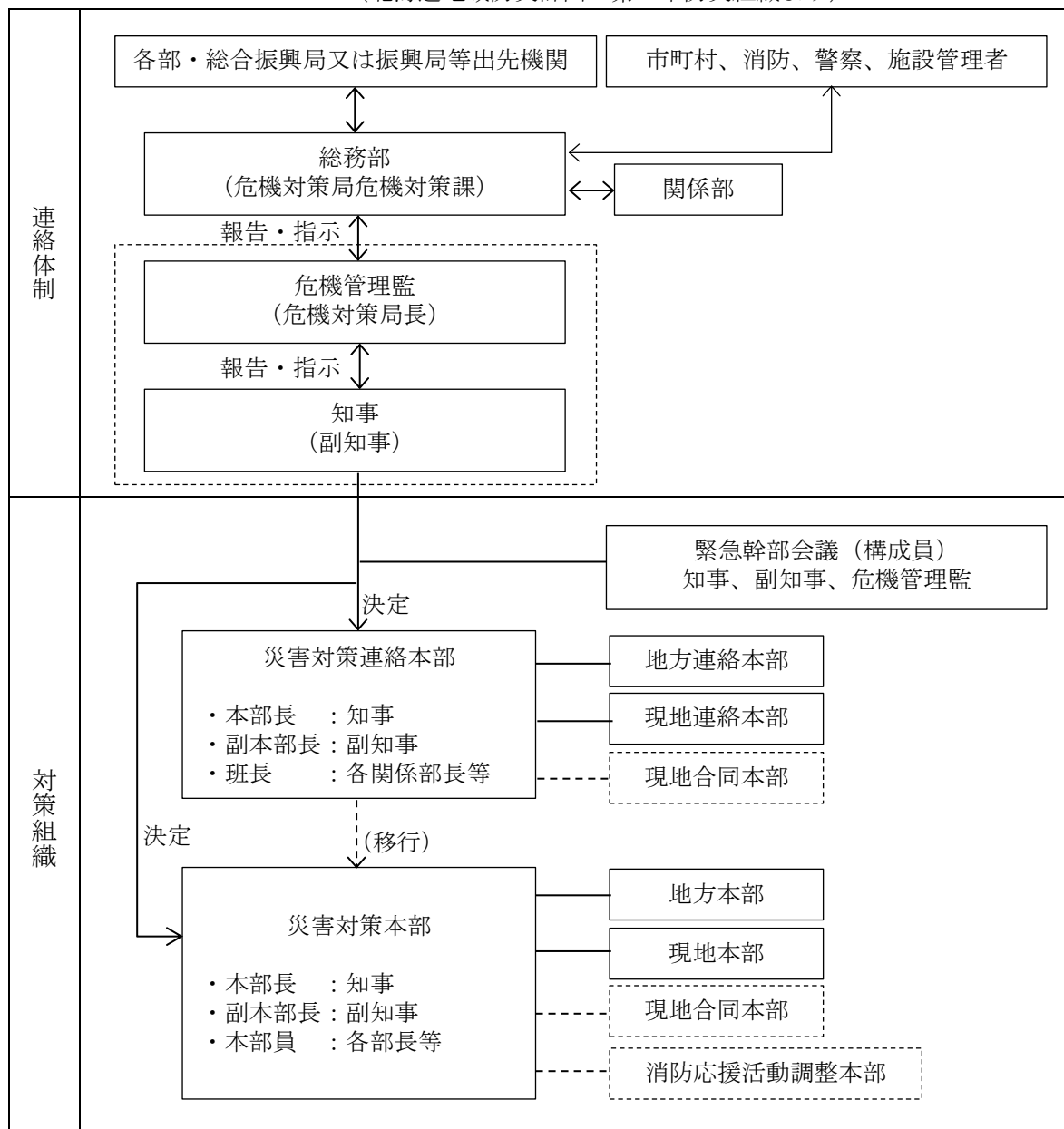
調整本部は、知事の応援要請の解除に伴い、北海道内における緊急消防援助隊の活動が全て終了した時点において、廃止するものとする。

(7) 民間団体との協力

道及び町は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害の状況に応じて民間団体と連携協力しながら、迅速・的確に災害応急対策を実施する。

図表 1-7 災害（事故）時等の道の対応

(北海道地域防災計画 第3章防災組織より)

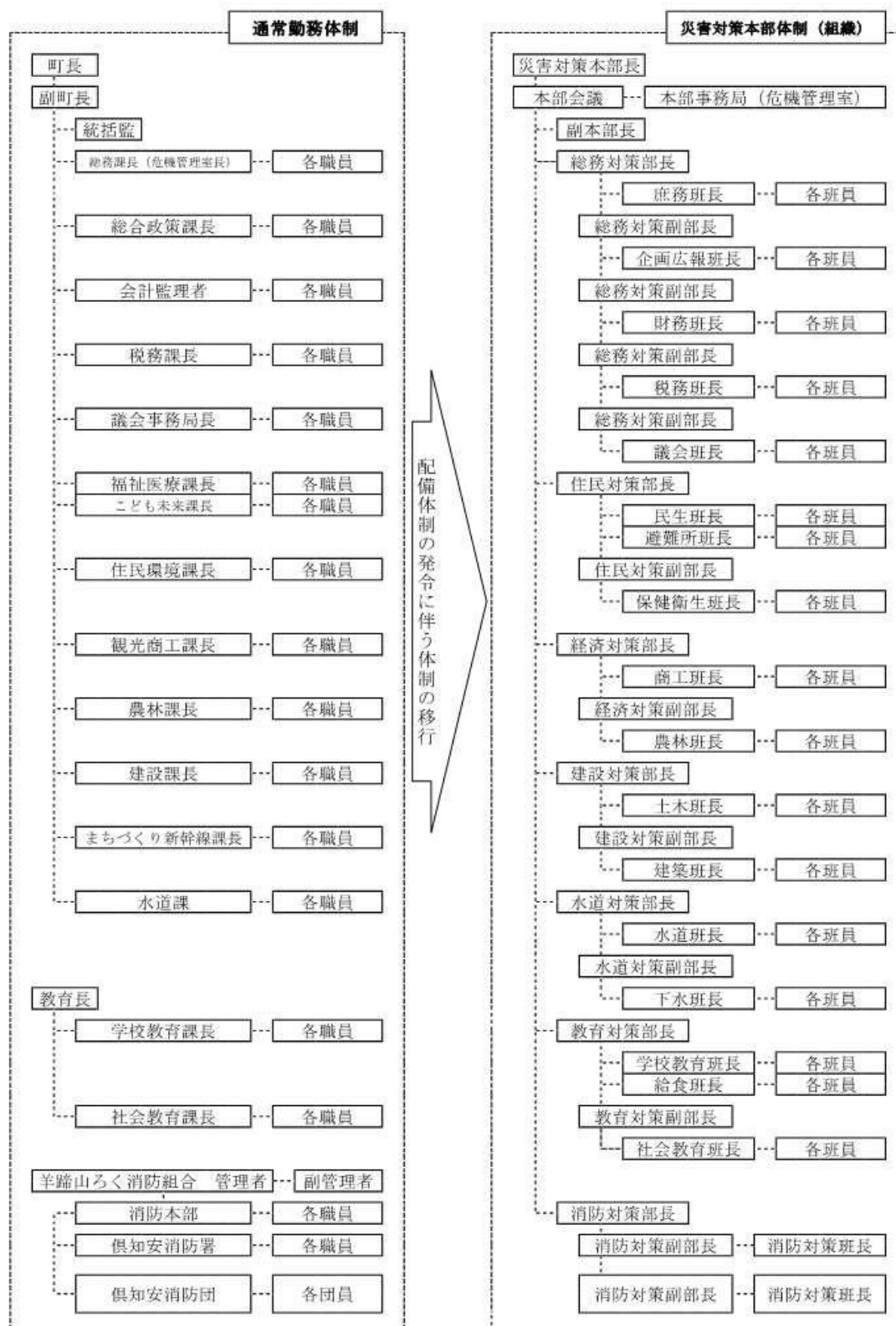


第4 町の防災活動体制

(1) 災害対策本部の組織等

災害対策本部の組織及び配備体制移行表は、次のとおりとする。(災害警戒本部に準用する。)

配備体制移行表



図表 1-8 災害対策本部の組織及び配備体制移行表

(2) 災害対策本部の運営（災害警戒本部に準用する。）

災害対策本部の運営は、俱知安町災害対策本部条例（昭和37年条例第19号）による。

ア 町長（本部長）の職務代理

災害対策本部長（以下「対策本部長」）は、町長とし、災害対策副本部長（以下「対策副本部長」）は、副町長及び教育長とする。本部長に事故があるときは、副町長、教育長、総括監の順位で本部長を代理する。

町全職員は災害対策本部員（以下「本部員」）とする。

●俱知安町災害対策本部条例（町地域防災計画資料編_資料 - 2）

(3) 災害対策部各班等の職員配置図（災害警戒本部に準用する。）

災害対策本部対策部・班等		原担当課・係等	
本部事務局		総務課危機管理室	防災担当係
総務対策部	庶務班	総務課	総務係 法務支援係、電算係、選挙係
	企画広報班	総合政策課	総合政策係 広報広聴係 交通政策係
	財務班	総務課 出納室	財政係 管財係 出納係
	税務班	税務課 税務課納税対策室	住民税係 資産税係 納税係
	議会班	議会事務局 監査委員室	庶務係、議事係 監査係
住民対策部	民生班	住民環境課	住民係、生活安全係、すぐやる係
		福祉医療課	社会福祉係 高齢者介護保険係 ワクチン接種推進係
		福祉医療課地域包括支援センター	業務係 高齢者支援係
		こども未来課	こども支援係 母子保健係
		こども未来課くっちゃん保育所 ぬくぬく こども未来課子育て支援センター	保育係 業務係
	避難所班	福祉医療課地域包括センター所長（班長）	業務係、高齢者支援係（班員）
		避難所構成施設	
		福祉医療課くっちゃん保育所ぬくぬく（福祉医療課子育て支援センター）	所長が指名する職員（班員）
		福祉医療課保健福祉会館	館長が指名する職員（班員）
		観光課サンスポーツランドくっちゃん	施設長が指名する職員（班員）
		俱知安小学校	町長が指名する職員（班員）
		北陽小学校	町長が指名する職員（班員）
		東小学校	町長が指名する職員（班員）
		西小学校	町長が指名する職員（班員）

災害対策本部対策部・班等		原担当課・係等	
		西小学校樺山分校	町長が指名する職員（班員）
		社会教育課文化福祉センター（公民館）	館長が指名する職員（班員）
		俱知安中学校	町長が指名する職員（班員）
		社会教育課総合体育館	館長が指名する職員（班員）
		北海道俱知安高等学校	町長が指名する職員（班員）
		北海道俱知安農業高等学校	町長が指名する職員（班員）
	保健衛生班	福祉医療課 保健医療室	保健指導係 国保医療係
		住民環境課環境対策室 住民環境課清掃センター	環境係、地域衛生係 廃棄物業務係
経済対策部	商工班	観光商工課	観光推進係、観光係 商工労働・企業誘致係
	農林班	農林課 農業委員会事務局	農業振興係、畜産林政係 庶務係、農地係
建設対策部	土木班	建設課	管理係 土木係、土木維持係 公園施設係 土地改良係
		建設課豪雪対策室	豪雪対策係
	建築班	建設課 まちづくり新幹線課 景観室	住宅係 まちづくり係、新幹線係 景観係、建築指導係
水道対策部	水道班	水道課	総務係、技術係、給水管理係
	下水班	水道課 公共下水道終末処理場	下水技術係、下水事務係 管理係
教育対策部	学校教育班	学校教育課	総務係、学校教育係 教育振興係
	社会教育班	社会教育課 社会教育課美術館 社会教育課風土館 社会教育課総合体育館 公民館	社会教育係 業務管理係、学芸係 業務管理係、文化財係 スポーツ振興係 文化振興係
	給食班	学校給食センター	業務係

(4) 災害対策本部の各部等所掌事務（災害対策本部に準用する。）

ア 災害対策本部の事務分掌は次のとおりである。

災害対策本部部・班等		所掌災害対策業務
本部事務局		・災害対策の調整に関すること。 ・災害対策本部の設置助言に関すること。 ・本部員会議に関すること。 ・各対策部との連絡調整に関すること。 ・警戒区域設定の助言に関すること。 ・その他各部、班に属さないこと。
総務対策部	庶務班	・気象等の予警報及び災害情報を受理し、部内情報を関係機関に周知すること。 ・災害情報の収集及び伝達、報告に関すること。 ・各班との連絡調整に関すること。 ・消防との連絡調整に関すること。 ・警察との連絡調整に関すること。 ・隣接町村との連絡に関すること。 ・災害応急対策の樹立に関すること。 ・災害復旧の計画に関すること。 ・災害救助法の適用に関すること。 ・自衛隊の出動要請に関すること。 ・災害時の非常通信計画の作成及び実施に関すること。 ・無線施設の応急措置及び復旧対策に関すること。 ・災害状況の収集、集計、報告に関すること。 ・災害日誌及び記録に関すること。 ・災害本部の配車計画及び応急車両の確保に関すること。 ・各班に属さないこと。
	企画広報班	・緊急避難の周知に関すること。 ・災害広報及び公聴の企画実施に関すること。 ・被災地の広報活動及び巡回公聴活動に関すること。 ・報道機関との連絡に関すること。 ・災害報道記事及び災害写真の収集に関すること。 ・その他、企画広報に関すること。
	財務班	・災害予算及び決算に関すること。 ・応急資材及び復旧資材の購入経理に関すること。 ・その他、財務に関すること。
	税務班	・被害状況（人的及び住家）の調査に関すること。
	議会班	・町議会議員等の安否確認に関すること。 ・町災害対策本部からの指示を各議員へ伝達すること。 ・各議員の安否確認情報及び災害情報を町災害対策本部への報告に関すること。 ・議会災害対策会議等の設置準備に関すること。 ・その他、議会に関すること。

災害対策本部部・班等		所掌災害対策業務
住民対策部	民生班	・町民等の避難誘導に関すること。 ・被災者・避難者（避難行動要支援者を含む。）の輸送に関すること。 ・被災者の避難施設への受入れに関すること。 ・災害救助に関すること。 ・被災者に対する炊出し・物資配給計画の作成及び実施に関すること。 ・救助物資の調達及び義援金品の受付、配分に関すること。 ・被災地域の老人世帯、身障世帯、母子世帯の援護に関すること。 ・被災者の生活保護及び見舞金に関すること。 ・被災者相談に関すること。 ・社会福祉施設の被害調査及び応急対策、復旧対策に関すること。 ・ボランティアに関すること。 ・その他、民生に関すること。
	避難所班	【班長】 ・各避難所の開設指示、運営、縮小、閉鎖、避難者の受入れ、必要物資及び要望の取りまとめ等に関すること。 ・本部及び各避難所との連絡調整に関すること。 ・その他、避難所に関すること。 【班員】 ・各避難所の開設、運営、縮小、閉鎖、避難者の受入れ、必要物資及び要望の取りまとめ等に関すること。 ・避難所班長との連絡調整に関すること。 ・特設公衆電話の情報伝達機器の設置等に関すること。 ・その他、避難所に関すること。
	保健衛生班	・災害関連公害の予防指導に関すること。 ・保健所、医師会等の災害関係機関への連絡調整に関すること。 ・被災地の防疫等環境衛生保持に関すること。 ・災害時の医薬品、その他衛生材料の供給及び確保に関すること。 ・遺体の埋葬に関すること。 ・ペットに関すること。 ・その他、保健衛生に関すること。
経済対策部	商工班	・災害時の応急食料、医療、生活必需品、その他物資の緊急購入計画の作成、及びその他物資の供給計画の作成及び実施に関すること。 ・災害時における労務供給計画及びその実施に関すること。 ・災害時における物価対策及び生活必需物資の流通対策に関すること。 ・被災企業の調査及び復旧対策に関すること。 ・商工業関係の被害調査及び復旧対策に関すること。 ・観光施設関係の被害調査及び復旧対策に関すること。 ・避難所（サンスポーツランドくっちゃん）の開設等に関すること。 ・その他、商工に関すること。
	農林班	・農林畜産施設、農作物、林野、家畜の災害に関する被害調査及び応急対策、復旧対策の企画調査とその実施に関すること。 ・農林関係資金の融資斡旋及び災害補償に関すること。 ・被災農家の援護に関すること。 ・被災農作物、家畜及び被災林野の病虫害異常発生時における防疫に関すること。 ・救農土木事業の計画及び実施に関すること。 ・林野の保全警防及び復旧対策用資材の需給計画に関すること。 ・農林畜産施設、農作物、林野、家畜等の損害額を調査し減税等災害対策の資料作成に関すること。 ・被害調査への協力に関すること。 ・その他、農林に関すること。

災害対策本部部・班等		所掌災害対策業務
建設対策部	土木班	・交通不能箇所の調査及び通行路線の決定に関する事。 ・道路、橋梁、河川、その他土木関係の被害調査及びその応急対策、復旧対策に関する事。 ・災害応急資材の調達配分、備蓄計画の作成及び実施に関する事。 ・土木施設、公園施設の応急災害対策工事施工に関する事。 ・その他、土木に関する事。
	建築班	・被災地の住宅対策に関する事。 ・災害時の建築用資材の需給計画に関する事。 ・避難所応急仮設住宅の建築に関する事。 ・被災地の住宅建築指導に関する事。 ・住宅金融支援機構の特別融資及び災害住宅融資の斡旋に関する事。 ・その他、建築に関する事。
水道対策部	水道班	・水道施設の被害調査及び応急対策、復旧対策に関する事。 ・被災地に対する給水計画及び応急措置に関する事。 ・給水施設被害現場に対する給水輸送計画に関する事。 ・その他、水道に関する事。
	下水班	・市街地の浸水対策に関する事。 ・下水道施設の復旧対策に関する事。 ・その他、下水に関する事。
教育対策部	学校教育班	・被災児童、生徒の援護及び応急教育対策に関する事。 ・災害時における児童生徒の避難方法、誘導方法の指導に関する事。 ・被災児童生徒の医療及び防疫に関する事。 ・教育施設の被害調査及び応急対策、復旧対策に関する事。 ・被災児童生徒の教科書・学用品の配布に関する事。 ・避難所（避難所に指定されている学校施設）の開設等に関する事。 ・その他、学校教育に関する事。
	給食班	・給食施設の保全警防に関する事。 ・被災児童生徒の給食に関する事。 ・被災者及び対策本部職員の給食に関する事。 ・その他、給食に関する事。
	社会教育班	・社会教育施設、体育施設の被害調査及び応急対策、復旧対策に関する事。 ・文化財の保全に関する事。 ・避難所の施設管理に関する事。 ・各班への応援・協力に関する事。 ・避難所（文化福祉センター、総合体育館）の開設等に関する事。 ・その他、社会教育に関する事。

第5 災害対策本部

ア 災害対策本部の設置基準

災害対策本部は、基本法第23条の2により、災害・事故が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、次のいずれかに該当し、町長が必要と認めるときに設置する。

災害対策本部設置基準	
1 次の基準により自動設置	
地震	・ 震度6弱以上の地震が発生したとき
2 次のような災害や事故が発生し、町長が必要と認めたとき	
風水害	・ 特別警報（大雨・暴風）が発表されたとき。 ・ 多くの住家又は人的被害が発生し、又は発生する恐れがあり、被害の拡大が予想されるとき。 ・ 多くの地域で孤立集落、避難者等が発生し、応急対策が必要なとき。 ・ 多くの交通機関の障害又は生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき。
雪 害	・ 特別警報（暴風雪・大雪）が発表されたとき。 ・ 多くの住家又は人的被害が発生し、又は発生する恐れがあり、被害の拡大が予想されるとき。 ・ 多くの地域で孤立集落、避難者等が発生し、応急対策が必要なとき。 ・ 多くの交通機関の障害又は生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき。
火山災害	・ 噴火警報（居住地域）又は噴火警報が発表され、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生し、又は発生すると予想されるとき。
大事故等	
航空災害	・ 航空機の墜落炎上等により大規模な航空事故による災害が発生したとき、又は発生が予想されるとき。
鉄道災害	・ 被害が大規模なとき。 ・ 人命の救助救出活動の難航が予想されるとき。
道路災害	・ 被害が大規模なとき。 ・ 人命の救助救出活動の難航が予想されるとき。
危険物等災害	・ 被害が大規模なとき。 ・ 人命の救助救出活動の難航が予想されるとき。
大規模火災	・ 被害が大規模なとき。 ・ 人命の救助救出活動の難航が予想されるとき。
林野火災	・ 消火活動の難航が予想されるとき。 ・ 人命の救助救出活動の難航が予想されるとき。
大規模停電災害	・ 人命の救助救出案件が多数発生し、被害や停電の影響が拡大し、長期化が予想されるとき。
冷(湿)害	・ 各地で冷(湿)害被害が発生したとき。
そ の 他	・ 上記以外の災害又は複数が同時に発生したとき、するおそれ上記以外の災害又は複数が同時に発生したとき、又は発生するおそれのあるとき。

イ 災害対策本部の設置

(ア) 対策本部は、町役場内に置く。但し、庁舎が被災し、使用できない場合は、順位に従い、他の公共施設に設置する。

基本設置場所	倶知安町役場
移設第1順位	倶知安消防署
移設第2順位	小川原脩記念美術館

(イ) 町長（対策本部長）は、災害対策本部を設置したときは、直ちに次の表区分により、通知及び公表を行う。また、廃止した場合の通知は、設置したときの連絡方法に準じて行う。

通知及び公表先	連絡方法
庁内職員	庁内放送、電話、メール、口頭
町出先機関の施設責任者	電話、FAX、メール
後志総合振興局長	道防災情報システム（入力）
羊蹄山ろく消防組合消防長 羊蹄山ろく消防組合倶知安消防署長	電話、FAX、メール、派遣連絡員
倶知安警察署長	電話、FAX、メール、派遣連絡員
町防災会議構成機関の長	町防災行政無線、電話、FAX、メール、派遣連絡員
近隣市町村長	道防災情報システム（入力）
住民	町防災行政無線、町ホームページ、フェイスブック、口頭（町内会等、住民組織を通じて）、テレビ、ラジオ

ウ 災害対策本部の表示

(ア) 災害対策本部を設置した施設への掲示

- ① 掲示名称は、「倶知安町災害対策本部」とする。
- ② 掲示方法は、「のぼり」又は看板とする。
- ③ 掲示場所は、災害対策本部を設置した施設の入口付近とする。
- ④ のぼりのサイズ等については、別途定める。

(イ) 災害対策本部として使用する室等の掲示

- ① 掲示名称は、「倶知安町災害対策本部」とする。
- ② 材質は普通紙とし、サイズはA3版とする。
- ③ 掲示場所は、災害対策本部と使用する室等の付近とする。

(ウ) 車両の表示

- ① 表示名称は、「倶知安町災害対策本部」とする。
- ② 貼付箇所は、車両の左右の前席ドアとする。
- ③ 材質はマグネット版とし、サイズはA3版とする。
- ④ 黄色地に黒文字とする。

(エ) 対策本部員の表示

- ① 腕章又はメッシュ式ベストとする。
- ② 表示名称は、「倶知安町災害対策本部長」、「倶知安町災害対策本部副本部長」、「倶知安町災害対策本部各班長名」、「倶知安町災害対策本部員」とする。

エ 災害対策本部の廃止

災害が発生するおそれなくなったとき、又は災害応急対策が概ね完了したときは、町長（対策本部長）は、いずれかに該当するときは、災害対策本部を廃止する。

オ 予想された災害発生危険が解消したとき。

カ 災害に関する応急対策措置が完了したとき。

（2）災害対策本部の設置又は廃止の通知及び公表

町長（対策本部長）は、対策本部を設置し、又は廃止したときは、直ちにその旨を対策本部員並びに防災会議構成関係機関、後志総合振興局、その他防災関係機関及び住民に対し、それぞれ迅速な方法をもって周知する。

（3）災害対策本部員会議の開催、運営

災害対策本部は、災害対策本部員会議を開催し、災害対策の総合調整、その他防災に関する重要事項を協議する。

ア 災害対策本部員会議

災害対策本部員会議は、対策本部長、副対策本部長及び災害対策本部員のほか、対策本部長の指名する職員で構成し、災害対策の基本的な事項について協議する。（倶知安町災害対策本部組織図参照）

（ア）災害対策本部員会議の協議事項

- ① 災害対策本部の配備体制の決定及びその切替、廃止に関すること。
- ② 災害情報、被害状況の分析とこれに伴う対策活動の基本方針に関すること。
- ③ 防災関係機関に対する応援の要請に関すること。
- ④ その他の災害対策に関する重要な事項。

（イ）災害対策本部員会議の開催

- ① 災害対策本部員会議は、対策本部長が必要の都度招集し、開催する。
- ② 対策本部員は、それぞれ所管事項について会議に必要な資料を提出しなければならない。
- ③ 対策本部員は、必要により所要の職員を伴って会議に出席することができる。
- ④ 対策本部員は、会議の招集を必要と認めるときは、災害対策本部事務局長（危機管理室長）にその旨を申し出る。

（ウ）会議事項の周知

会議の決定事項のうち、対策本部長が職員に周知する必要があると認めたものについては、速やかにその徹底を図る。

イ 災害対策本部連絡員

（ア）災害対策本部事務局が必要と認めたときは、各班に災害対策本部連絡員を置く。

（イ）各班長は、予め所属職員の中から災害対策本部連絡員を指名し、災害対策本部事務局長（危機管理室長）に報告する。

（ウ）災害対策本部連絡員の業務は、次のとおりとする。

- ① 所属班内の動員及び配備体制状況の掌握
- ② 応急対策の実施及び活動状況の掌握
- ③ 応急対策実施に伴う応援等の必要な対策の要求
- ④ 所属班内に係る災害に関する情報のとりまとめ
- ⑤ 災害対策本部との情報伝達及び所属班内との連絡調整

第6 災害警戒本部

(1) 組織等

災害警戒本部の組織は、災害対策本部の組織に準じるものとし、当該災害対応に必要な部及び班が活動するものとする。

なお、「後志総合振興局災害対策地方連絡本部」に「倶知安町災害警戒本部」が相当するものとする。

(2) 運営

災害警戒本部の運営は、災害対策本部の運営に準じるものとする。

(3) 災害対策部各班等の職員配置図

災害警戒本部の職員配置は、災害対策本部の職員配置に準じるものとし、当該災害対応に必要な部及び班が活動するものとする。

(4) 災害警戒本部の各部等所掌事務

災害警戒本部の事務分掌は、災害対策本部に準じるものとする。

(5) 災害警戒本部の設置基準等

ア 災害警戒本部の設置基準

町長は、局地的な災害や事故が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合、次の基準の一に該当し必要と認めるときは、災害対策本部に円滑に移行できる組織として、災害警戒本部を設置し、災害応急対策を実施する。

災 害 警 戒 本 部 設 置 基 準	
1	次の基準により自動設置
地 震	・震度5弱又は震度5強の地震が発生したとき
2	次のような災害や事故が発生し、町長が必要と認めたとき
風水害	・大型台風の接近等で被害の発生が予想されるとき ・住家の床上浸水や全半壊等の被害、人的被害が発生し、又は発生する恐れがあり、被害の拡大が予想されるとき ・孤立集落、避難者等の発生等により応急対策が必要なとき ・交通機関の障害、生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき
雪 害	・住家の全半壊等の被害又は人的影響が発生し、又は発生する恐れがあり、被害の拡大が予想されるとき ・孤立集落の発生等により応急対策が必要なとき ・交通機関の障害又は生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき
火山災害	・噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報が発表され、居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす程度の噴火が発生し、又は発生すると予想されるとき。
大事故等	
航空災害	・離着陸事故等で人的被害が発生したとき。 ・小型飛行機等の墜落事故で対策が必要なとき。
鉄道災害	・人命の救助救出及び被害者対策等を必要とするとき ・事故により生活物資輸送等に影響が生じ、対策が必要なとき
道路災害	・人命の救助救出及び被害者対策等を必要とするとき。 ・事故により生活物資輸送等に影響が生じ対策が必要なとき。
危険物等災害	・家屋・施設や人的被害が発生し、さらに被害の拡大が予想されるとき。
大規模火災	・家屋・施設や人的被害が発生し、さらに被害の拡大が予想されるとき。
林野火災	・消火活動の難航が予想されるとき。 ・家屋・施設や人的被害が発生し、さらに被害の拡大が予想されるとき。

大規模停電災害	・人命の救助・救出案件が発生し、交通、通信網などへの影響拡大が予想されるとき。
---------	---

イ 災害警戒本部の設置

(ア) 災害警戒本部は町役場内に置く

(イ) 町長（災害警戒本部長（以下「警戒本部長」という。）は、災害警戒本部を設置したときは、直ちに次の表区分により、通知及び公表を行う。また、廃止した場合の通知は、設置したときの連絡方法に準じて行う。

通知及び公表先	連絡方法
庁内職員	庁内放送、電話、メール、口頭
町出先機関の施設責任者	電話、FAX、メール
後志総合振興局長	道防災情報システム（入力）、電話、FAX
羊蹄山ろく消防組合消防長 羊蹄山ろく消防組合倶知安消防署長	電話、FAX、メール、派遣連絡員

ウ 災害警戒本部の掲示

(ア) 災害警戒本部として使用する室等の掲示

- ① 掲示名称は、「倶知安町災害警戒本部」とする。
- ② 材質は普通紙とし、サイズはA3版とする。
- ③ 掲示場所は、災害対策本部と使用する室等の付近とする。
- ④ 災害警戒本部員の表示は、しないものとする。

エ 災害警戒本部の廃止

町長（警戒本部長）は、次のいずれかに該当するときは、災害警戒本部を廃止する。

- (ア) 災害対策基本法第23条の規定に基づく災害対策に移行したとき。
- (イ) 予想された災害発生危険が解消したとき。
- (ウ) 災害に関する応急対策措置が完了したとき。

(6) 災害警戒本部の設置又は廃止の通知及び公表

町長（警戒本部長）は、災害警戒本部を設置し、又は廃止したときは、直ちにその旨を災害警戒本部員及び関係防災関係機関に対し、それぞれ迅速な連絡方法をもって周知する。

(7) 災害警戒本部員会議の開催、運営

災害警戒本部は、災害警戒本部員会議を開催し、災害対策の総合調整、その他防災に関する重要事項を協議する。

ア 災害警戒本部員会議

災害警戒本部員会議は、警戒本部長、災害警戒本部副本部長（以下「警戒副本部長」という。）及び災害警戒本部員のほか、警戒本部長の指名する職員で構成し、災害対策の基本的な事項について協議する。（倶知安町災害警戒本部組織図は、倶知安町災害対策本部組織図を準用する。）

イ 災害警戒本部員会議の協議事項

- (ア) 災害警戒本部の配備体制の決定及びその切替、廃止に関すること。
- (イ) 災害情報、被害状況の分析とこれに伴う対策活動の基本方針に関すること。
- (ウ) 防災関係機関に対する応援の要請に関すること。
- (エ) その他の災害対策に関する重要な事項。

ウ 災害警戒本部員会議の開催

- (ア) 災害警戒本部員会議は、警戒本部長が必要の都度招集し、開催する。
- (イ) 災害警戒本部員は、それぞれ所管事項について会議に必要な資料を提出しなければならない。
- (ウ) 警戒本部員は、必要により所要の職員を伴って会議に出席することができる。
- (エ) 災害警戒本部員は、会議の招集を必要と認めるときは、本部事務局長（危機管理室長）にその旨を申し出る。

エ 災害警戒本部会議事項の周知

会議の決定事項のうち、警戒本部長が職員に周知する必要があると認めたものについては、速やかにその徹底を図る。

オ 災害警戒本部連絡員

- (ア) 災害警戒本部事務局が必要と認めたときは、各班に災害警戒本部連絡員を置く。
- (イ) 各班長は、予め所属職員の中から災害警戒本部連絡員を指名し、災害警戒本部事務局長（危機管理室長）に報告する。
- (ウ) 災害警戒本部連絡員の業務は、次のとおりとする。
 - ① 所属班内の動員及び配備体制状況の掌握
 - ② 応急対策の実施及び活動状況の掌握
 - ③ 応急対策実施に伴う応援等の必要な対策の要求
 - ④ 所属班内に係る災害に関する情報のとりまとめ
 - ⑤ 災害警戒本部との情報伝達及び所属班内との連絡調整

(8) 行方不明者の搜索

山菜取り及び徘徊等における搜索は、災害警戒本部体制の該当する事項について準用するものとし、必要な事項について、別途定めるものとする。

第7 現地災害対策本部

(1) 現地災害対策本部の設置

対策本部長は、災害発生現場における応急対策や復旧対策などのために拠点が必要な場合は、必要に応じて災害発生現場に近い公共施設等に現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置することができる。この場合、現地本部の指揮は、副対策本部長、各対策部長、その他の職員のうちから対策本部長が指名する。

現地災害対策本部長（以下「現地本部長」という。）は、防災対策上緊急を要するときは、対策本部長に代わって次の行為をすることができる。この場合において、現地本部長は、その旨を速やかに対策本部長に報告する。

- ア 避難指示の発令（災害対策基本法第60条、町長の権限）
- イ 避難指示（水防法第29条、水防管理者の権限）
- ウ 警戒区域の設定（災害対策基本法第63条、町長の権限）
- エ 通行規制（道路法第46条、道路管理者の権限）など。

(2) 現地災害対策本部の機能

現地本部は、効率的な応急対策等を実施するため、関係機関と被災状況等情報の共有化を図り、次に掲げる事項を処理し、総合的な応急対応等に努める。

- ア 情報の収集及び伝達
- イ 関係機関等との連絡調整
- ウ 関係機関等相互間の応急対策の調整など

(3) 現地災害対策本部の閉鎖

対策本部長は、災害の発生する危険が解消したと認めたとき、又は災害応急対策が概ね完了したと認めたときは、現地本部を閉鎖する。

第8 非常配備体制

(1) 災害警戒本部の設置前

種別	配備基準・時期	配備内容	対策部（班）
第1 非常配備	・震度4の地震が発生した場合 ・気象業務法に基づく気象・水象・地象に関する警報等を受けたとき ・火山に関する異常通報を受理したとき ・土砂災害警戒情報が発表されたとき ・災害が発生し、又は発生するおそれがあり、その対策を要するとき ・その他、町長が必要と認めるとき	【注意体制】 特に関係ある対策部（班）の少数人数で情報収集及び連絡活動が円滑に行い得る体制とする。 状況により、第2非常配備体制に移行し得る体制とする。 【主な対応内容】 ・災害情報及び被害情報の収集・伝達 ・パトロール及び警戒 ・災害予防措置 ・次の配備体制への移行準備	危機管理室 総務（庶務） 建設（土木） ※経済（農林） ※教育（学校教育） ※住民（民生）

※印：必要に応じて配備する。

(2) 災害警戒本部の設置後（自動配備を除く。）

種別	配備基準・時期	配備内容	対策部（班）
第2 非常配備	【次の基準により自動配備】 ・震度5弱又は5強の地震が発生したとき 【災害警戒本部会議】 ・災害警戒本部の設置基準に達し、災害警戒本部会議で配備を決定したとき	【警戒体制】 右班の担当課等の所要の人員をもって当たるもので、災害の発生とともに、そのまま直ちに災害応急活動が開始できる体制とする。 状況により、第3非常配備体制に直ちに移行できる体制とする。 【主な対応内容】 ・パトロール及び警戒 ・被害の把握と公表 ・応急措置 ・避難指示 ・避難所の開設と運営 ・必要に応じた応援要請 ・次の配備体制への移行準備	災害警戒本部事務局 総務 住民 経済 水道 建設 ※教育（学校教育）

※印：必要に応じて配備する。

(3) 災害対策本部の設置後（自動配備を除く。）

種別	配備基準・時期	配備内容	対策部（班）
第3 非常配備	【次の基準により自動配備】 ・震度6弱以上地震が発生したとき 【災害対策本部員会議】 ・災害対策本部の設置基準に達し、災害対策本部員会議で配備を決定したとき	【非常体制】 災害対策本部の全員をもってあたるもので、状況によりそれぞれの災害応急活動ができる体制とする 【主な対応内容】 ・パトロール、避難指示 ・迅速な応援要請 ・救助救出、医療救護 ・避難所の開設と運営 ・応急復旧 ・その他住民の生命の安全のため必要な応急対策	全部（班） （全職員）

(4) 非常配備体制の活動要領

ア 動員の方法（自動配備を除く。）（図表1－8を参照）

（ア）危機管理室長（本部事務局長）は、町長（本部長）の非常配備指示に基づき、本部員各対策部長等に対し、本部の設置及び非常配備を通知する。

（イ）各課長等（各対策部長）は、アの通知を受けたときは、各主幹等（各対策班長）に対し、当該通知の内容を通知する。

（ウ）各主幹等（各対策班長）は、イの通知を受けたときは、各課所属職員（各班員）に対し、当該通知の内容を通知する。

（エ）各課所属職員（各班員）は、各課長（各対策班長）よりウの通知を受けたときは、直ちに所定の配備につく。

（オ）各課長等（各対策部長）は、予め部内の職員連絡系統図を作成し、所属職員に周知徹底しておく。

(5) 動員の配備、伝達系統及び伝達方法（自動配備を除く。）

ア 勤務時間内の伝達系統及び伝達方法

（ア）本部会議の結果、自動配備を除く第2・第3非常配備体制がとられた場合は、危機管理室（本部事務局）は、各課長等（各対策部長）に通知する。

（イ）各課長等（各対策部長）は、速やかに所属職員に通知するとともに、指揮監督を行い、災害情報の収集、伝達、調査その他の応急措置を実施する体制を整える。

（ウ）伝達は、庁内放送、メール、電話及び口頭等によるものとする。

イ 休日又は退庁後勤務時間外の伝達系統及び伝達方法

（ア）町長（本部長）は、休日又は退庁後勤務時間外等に災害応急対応を実施する場合は、自動配備を除き、職員の動員（招集）を危機管理室長に指示する。

（イ）危機管理室長（本部事務局長）は、職員に対し、職員参集メール等で「非常配備体制」を通知する。

（ウ）上記（イ）の通知がない場合における夜間・休日等勤務時間外の配備体制は、本部設置前、設置後共に、本部設置基準に照らし、相当の配備体制が発令され则认为される状況のときは、当該配備体制の配備要員は自発的に連絡をとり、参集しなくてはならない。

（エ）勤務時間外の参集時には、概ね次の事項に留意して行動する。

① 安全確認

自らの安全を確保し、家族、自宅及び近隣の安全を確認する。

② 参集者の服装及び携行品

応急活動に適した服装とし、手袋、タオル、着替え、水筒、食料、懐中電灯、携帯ラジオ等の必要な用具を携行する。

(オ) 被害状況の把握

参集途上において避難所等、道路、橋梁等の重要施設等の被災状況、災害情報の収集に努め、その情報を動員先の所属の課長（各対策部長）に、報告（非常参集途上の被災状況記録表（別記様式1号様式））する。

●非常参集途上の被災状況記録表（町地域防災計画資料編_資料－3）

(カ) 参集途上の緊急措置

参集途上において、火災、人身事故等に遭遇したときは、119番又は110番通報をするとともに、直ちに人命救助、近隣住民の協力を求めた消火活動など適切な措置を取り、職員本人は可能な限り迅速な参集を行う。

(キ) 参集状況の把握

各課長等（各対策部長）は、職員の参集状況について、次によりその内容を記録し、集計する。

① 職員非常参集記録表（別記第2号様式）

② 職員非参集記録表（別記第3号様式）

③ 参集、参集予定人員、応援人数及び地域の状況表（別記第4号様式）

●職員参集状況報告書（町地域防災計画資料編_資料－3）

●職員非参集状況報告書（町地域防災計画資料編_資料－3）

●参集、参集予定人員、応援人数及び地域の状況表（町地域防災計画資料編_資料－3）

(6) 非常配備体制下の活動

第1～3 非常配備体制下における活動の要点は、概ね次のとおりである。

ア 第1 非常配備体制下の活動

(ア) 危機管理室長（本部事務局長）は、札幌管区气象台その他防災関係機関と連絡を取り、気象情報、災害状況等の情報収集を行う。

(イ) 危機管理室長（本部事務局長）は、関係する各課長（各対策部長）に収集情報を提供し、各対策班の活動状況等を把握する。

(ウ) 関係する各課長等（各対策部長）は、危機管理室長（本部事務局長）からの情報又は連絡に即応し、情報に対応する措置を検討するとともに、各主幹等（各対策班長）に随時、巡回活動等の必要な指示を行う。

(エ) 第1 非常配備体制の職員の人数は、状況により関係する対策班において増減する。

イ 第2 非常配備体制下の活動

(ア) 町長（本部長）は、本部の機能を円滑にするため、必要に応じて災害警戒本部員会議を開催する。

(イ) 各課長等（各対策班長）は、所掌事務に係る情報の収集伝達体制を強化する。

(ウ) 危機管理室長（本部事務局長）は、各課長等（各対策班長）及び防災会議構成機関と連絡を密にし、客観情勢を判断するとともに、その状況を町長（本部長）に報告する。

(エ) 各課長等（各対策班長）は、次の措置を取り、その状況を危機管理室長（本部事務局長）に報告する。

① 災害の現況を職員に周知し、所要の人員を非常配備につかせること。

② 装備、物資、資機材、設備、機械等を点検し、必要に応じて被災地区（被災予定地）へ配置すること。

③ 関係する対策班及び災害対策に関係のある外部機関との連絡を密にし、活動体制を整備すること。

ウ 第3 非常配備体制下の活動

危機管理室長（本部事務局長）及び全職員は、災害対策活動に全力を集中するとともに、その活動状況を随時、町長（本部長）に報告する。

(ア) 本部連絡員

総務課長（本部事務局長）が必要と認めたときは、各対策班に本部連絡員を置く。

本部連絡員は、各対策班の災害に関する情報及び応急対策の実施状況を取りまとめて本部に報告するとともに、本部からの連絡事項を各対策班に伝達する。

(イ) 本部情報収集責任者

災害対策本部の設置と同時に本部情報収集責任者を置く。

本部情報収集責任者は、総務対策部員のうちから、危機管理室課長（本部事務局長）が指名する者を当てる。

本部情報収集責任者は、災害情報の収集、本部からの連絡事項の伝達及び活動内容の作成に当たり、掲示が必要な事項については本部事務局室等付近にホワイトボード等に掲出する。

第9 住民組織等への協力要請

災害時において、災害応急対策等を円滑かつ迅速に実施するため、町長（本部長）は、災害の状況により必要と認めた場合、住民組織等（町内会・自治会、自主防災組織等）に対し、次の災害対策活動の応援協力を要請する。

(1) 協力要請事項

住民組織等に対して協力を要請する事項は、概ね次のとおりである。

- ア 災害時における住民の避難誘導、救出及び被災者の保護に関すること。
- イ 緊急避難のための一時避難場所及び被災者の収容のための避難所の管理運営に関すること。
- ウ 災害情報の収集及び災害対策本部への連絡に関すること。
- エ 災害情報等の住民に対する広報に関すること。
- オ 避難所内での炊き出し及び被災者の世話に関すること。
- カ 災害箇所の応急措置に関すること。
- キ 災害対策本部員が行う人員、物資等の輸送に関すること。
- ク その他救助活動に必要な事項で、町長（本部長が協力を求める事項。）

(2) 担当対策班

住民組織等の活動についての担当対策班は、協力を求める種別によって、関係する対策班とする。

(3) 自主防災組織への協力要請

ア 自主防災組織の育成については、「第4章第6節自主防災組織の育成等に関する計画」による。

イ 自主防災組織が組織された場合にあっては、町長（本部長）は、自主防災組織に協力を要請する。

第2節 気象業務に関する計画

暴風、暴風雪、大雨、大雪、洪水による災害を未然に防止し、また、その被害を軽減するため、気象、地象（地震及び火山現象を除く）及び水象（地震に密接に関連するものを除く）等の特別警報・警報・注意報並びに気象情報等の伝達方法及びこれらの異常現象発見者の通報義務等に関する組織、業務等は次に定めるところによる。

なお、国及び道は、避難指示等の発令基準に活用する風水害に関する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促すこととしている。

第1 気象業務組織

（1）予報区と担当官署

ア 予報区

予報区は、予報および警報・注意報の対象とする区域であり、わが国全域を対象とする全国予報区（気象庁本庁担当）と全国予報区を11に分割した地方予報区、地方予報区を更に56に分割した府県予報区から成っている。道においては全域を対象とする北海道地方予報区（札幌管区気象台担当）と7つの府県予報区に分かれている。町が位置する後志地方を担当する官署は次のとおりである。

府県予報区名称	区域	担当官署
石狩・空知・後志地方	石狩振興局、空知総合振興局及び後志総合振興局管内	札幌管区気象台

注）当町に該当する府県予報区について記載する。

イ 府県天気予報及び特別警報・警報・注意報に用いる細分区域名は次のとおり。

（ア）一次細分区域

府県天気予報を定常的に細分して行う区域。気象特性、災害特性及び地理的特性により府県予報区を分割して設定する。

（イ）二次細分地域

特別警報・警報・注意報の発表に用いる区域。市町村を原則とする。

（ウ）市町村等をまとめた地域

二次細分区域ごとに発表する警報・注意報の発表状況を地域的に概観するために、災害特性や都道府県の防災関係機関等の管轄範囲などを考慮してまとめた区域である。

注）警報・注意報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

府県予報区 (担当気象官署)	一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域名
石狩・空知・後志地方 (札幌管区気象台)	石狩地方	石狩北部	
		石狩中部	
		石狩南部	
	空知地方	北空知	
		中空知	
		南空知	
	後志地方	後志北部	小樽市、余市町、積丹町、赤井川村、古平町、仁木町
		後志西部	蘭越町、黒松内町、寿都町、共和町、神恵内村、島牧村、岩内町、泊村
		羊蹄山麓	倶知安町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町

注) 当町に関係する担当官署のみ記載する。

(2) 予報区担当官署の業務内容

気象官署は、前述のように気象等に関する特別警報・警報・注意報並びに気象情報等を発表する担当区域を異にしており、またその業務内容も官署によって異なっている。

気象官署別の気象等に関する特別警報・警報・注意報並びに気象情報等の種類は、次のとおりである。

担当官署	予報警報等の種類	回数
札幌管区気象台 (地方予報区担当官署)	地方天気予報 (地方天気分布予報) 地方季節予報 ・ 早期天候情報 ・ 1 か月予報 ・ 3 か月予報 ・ 暖候期予報 ・ 寒候期予報 地方気象情報	毎日 3 回 (05、11、17 時) 毎日 2 回 (11、17 時) 原則毎週 2 回 (月・木) 毎週 1 回 (木) 毎月 1 回 毎年 1 回 (2 月) 毎年 1 回 (9 月) 随時
札幌管区気象台 (府県予報区担当官署)	府県天気予報 地域時系列予報 府県週間天気予報 気象等に関する特別警報・警報・注意報 府県気象情報	毎日 3 回 (05、11、17 時) 毎日 3 回 (05、11、17 時) 毎日 2 回 (11 時、17 時) 随時 随時

注) 当町に関係する担当官署のみ記載する。

第2 気象に関する特別警報・警報・注意報、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報及び火災気象通報

気象に関する特別警報・警報・注意報、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報並びに火災気象通報の発表、伝達等は、気象業務法(昭和27年6月2日法律第165号)、水防法(昭和24年6月4日法律第193号)、消防法(昭和23年7月24日法律第186号)、及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)の規定に基づき行うもので、特別警報・警報・注意報等の種類、発表基準、発表方法、伝達方法等は次によるものとする。

(1) 気象等に関する特別警報・警報・注意報の種類、発表基準及び伝達

ア 種類及び発表基準

(ア) 気象等に関する特別警報

予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報で発表は市町村単位で発表される。

種 類	概 要
大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報(土砂災害)、大雨特別警報(浸水害)、大雨特別警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。

※ 土砂崩れの特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報(土砂災害)」として発表される。

(イ) 気象等に関する警報・注意報

① 気象警報

大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当する。
大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。

② 気象注意報

大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害等の災害が発生するおそれがあると発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあると発表される。

③ 洪水警報及び注意報

洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当する。
洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。

※ 土砂崩れ及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行われる。

イ 防災気象情報と警戒レベル・警戒レベル相当情報との関係

警戒 レベル 相当情報	状況	住民が 取るべき行動	行動を促す 情報 (避難情報等)	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる防災気象情報				
				洪水等に関する情報			土砂災害に 関する情報	高潮に 関する情報
5 相当	災害発生又は切迫	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保 (必ず実施されるものではない)	水位情報がある場合 (下段：国警報河川の洪水の危険度分布※1)	水位情報がない場合 (下段：洪水警報の危険度分布)	内水氾濫に関する情報	(下段：土砂災害の危険度分布)	高潮に関する情報
				氾濫発生情報 (危険度分布：黒 (下段：低している可能性))	大雨特別警報 (浸水害) ^{※2} 危険度分布：黒 (警報)	大雨特別警報 (土砂災害) 危険度分布：黒 (警報)	高潮特別警報 ^{※3}	
<警戒レベル4までに必ず避難！>					市町村は、警戒レベル相当情報、他、暴風や日没の時刻、堤防や橋門等の施設に関する情報なども参考に、総合的に避難指示等の発令を判断する			
4 相当	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示 (高齢者等の避難誘導は以前の避難勧告のタイミングで発令)	氾濫危険情報 (危険度分布：紫 (下段：危険な水位に到達可能))	危険度分布：紫 (警報)	内水氾濫危険情報 (本邦初発洪水に引き起こされた氾濫)	土砂災害警戒情報 危険度分布：紫 (警報)	高潮特別警報 ^{※4} 高潮警報 ^{※4}
3 相当	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難※	高齢者等避難	氾濫警戒情報 (危険度分布：赤 (浸水被害の水位に到達可能))	洪水警報 危険度分布：赤 (警報)		大雨警報(土砂災害) 危険度分布：赤 (警報)	高潮警報に切り替える可能性に言及する高潮注意報
2 相当	気象状況悪化	自らの避難行動を確認する	洪水、大雨、高潮注意報	氾濫注意情報 (危険度分布：黄 (下段：注意水位に到達))	危険度分布：黄 (注意)		危険度分布：黄 (注意)	
1 相当	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報					

※高齢者等以外の人も、必要に応じ、普段の行動を見合わせたり、避難の準備をしたり、自主的に避難

上段太字：危険性が高まるなど、特定の条件となった際に発表される情報（市町村に対し関係機関からブッシュ型で提供される情報）
下段細字：平時、地図上での色表示などにより情報が提供されている情報（市町村が自ら確認する必要がある情報）

※ 内閣府のホームページの表【最新版】を転載する。

ウ 気象警報の発表基準

令和6年5月23日現在

種類		基準項目		俱知安町
大雨	浸水害	表面雨量指数基準	各基準に到達が予想される場合	11
	土砂災害	土壌雨量指数基準		133
洪水		流域雨量指数基準	基準に到達が予想される場合	尻別川流域=43.9 硫黄川流域=6.9 倶登山川流域=14.4
暴風		平均風速		18m/s
暴風雪		平均風速		16m/s（雪による視程障害を伴う。）
大雪		12時間降雪の深さ		50cm

エ 気象注意報の発表基準

令和6年5月23日現在

種類		基準項目		俱知安町
大雨		表面雨量指数基準	各基準に到達が予想される場合	6
		土壌雨量指数基準		81
洪水		流域雨量指数基準	基準に到達が予想される場合	尻別川流域=32.4 硫黄川流域=5.5 倶登山川流域=11.5
強風		平均風速		13m/s
風雪		平均風速		11m/s以上（雪による視程障害を伴う。）
大雪		12時間降雪の深さ		30cm
雷		落雷等による被害が予想される場合		
融雪		24時間雨量と融雪量（相当水量）の合計		70mm以上
濃霧		視程		200m
乾燥		最小湿度		30%
		実効湿度		60%
なだれ		①24時間降雪の深さ 30cm以上		
		②積雪の深さ 50cm以上で、日平均気温が 5℃以上		
低温		5～10月：（平均気温） 平年より 5℃以上低い日が 2日以上継続		
		11～4月：（最低気温） 平年より 8℃以上低い		
霜		最低気温		3℃以下
着雪		気温 0℃くらいで、強度並以上の雪が数時間以上継続		

- 注 1) 土壌雨量指数とは、降雨による土砂災害の発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報などを入力雨量として、1 km 四方の領域ごとに指数を算出する。
- 注 2) 流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域を流下する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報を入力雨量として、1 km 四方の領域ごとに指数を算出する。
- 注 3) 表面雨量指数とは、短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握する指標で、地質や地形勾配、土地の利用状況などが考慮され、短時間強雨による浸水害発生との相関が高い指数。解析雨量、降水短時間予報などをもとに 1km 四方の領域ごとに指数を算出する。

オ 記録的短時間大雨情報の発表基準

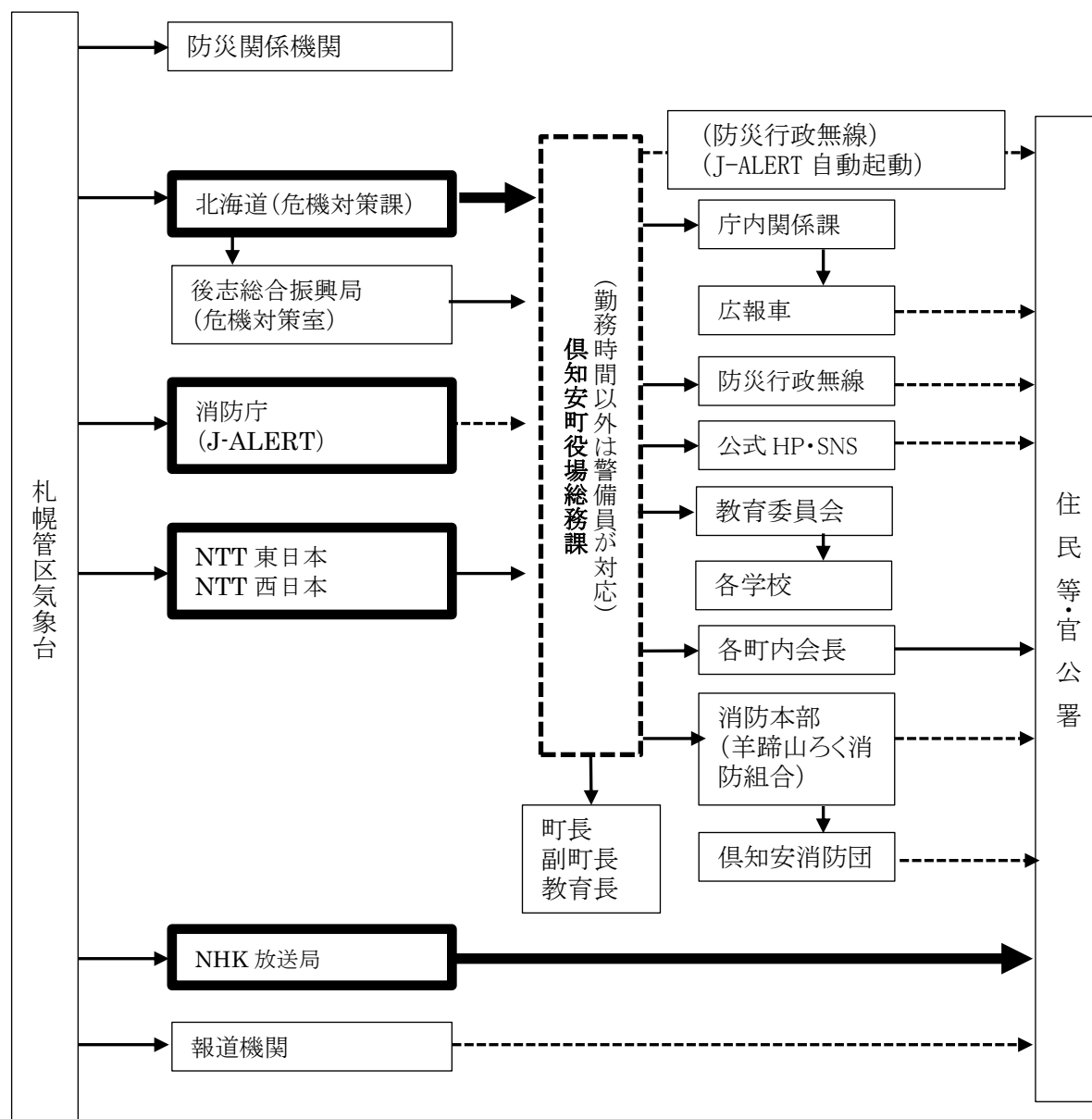
令和6年5月23日現在

種類	基準項目	俱知安町
記録的短時間大雨情報	1 時間雨量	80mm

カ 気象等に関する特別警報・警報・注意報の伝達

伝達は、次の系統図により伝達先に対して行う。

なお、気象業務法第15条の2に規程に基づき、気象等に関する特別警報を受けた道は直ちに町に通知し、道からの通知を受けた町は直ちに電話、防災行政無線、広報車、携帯メールサービス等により住民及び所在の官公署への周知の措置を講じなければならない（法定義務）。



- 注1) 太線で囲まれている機関は、気象業務法の規定に基づく気象等の特別警報・警報通知先
 注2) 太線矢印は、特別警報が発表された際の気象業務法の規定に基づく通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路
 注3) 実線矢印は、その機関等が行える効率の良い伝達方法
 注4) 破線矢印は、放送、無線、広報音声、肉声等
 注5) 防災関係機関は、北海道開発局、陸上自衛隊北部方面総監部（情報部資料課）、北海道警察、北海道運輸局、北海道電力(株)等
 注6) N T T 東日本及びN T T 西日本には特別警報及び警報のみ伝達

図表 2-1 気象等に関する特別警報・警報・注意報の伝達系統図

(2) キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

キキクル等の種類と概要

種類	概要
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1 kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表さ

	れたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。

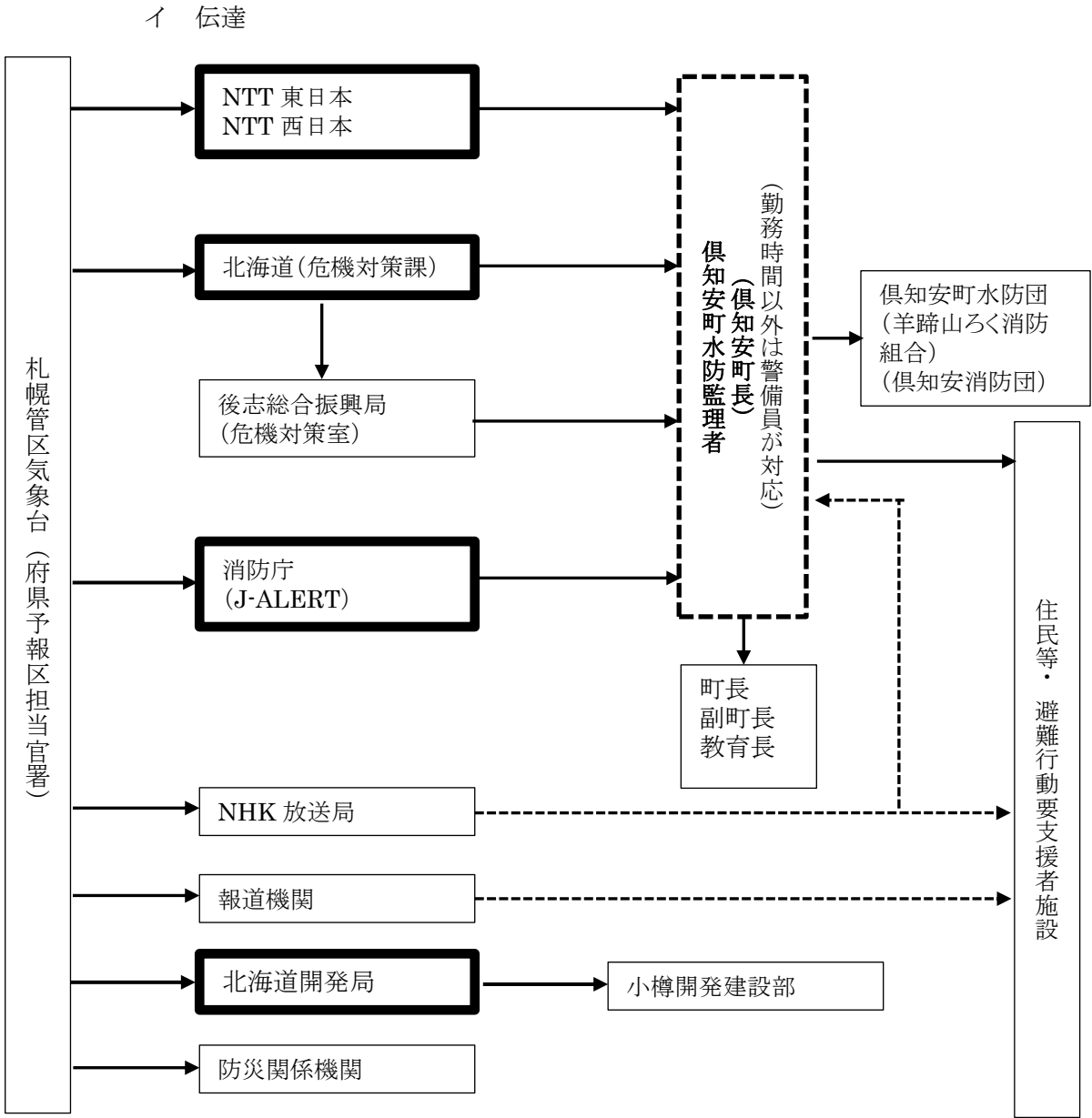
（3）水防活動用気象等警報及び注意報

水防活動の利用に適合する注意報及び警報は、次の表の左欄に掲げる種類ごとに、同表の右欄に掲げる注意報、警報及び特別警報により代行する。

その種類は次のとおりであり、伝達は、次の系統により行う。

ア 種類

水防活動用気象注意報	大雨注意報
水防活動用気象警報	大雨警報
	大雨特別警報
水防活動用洪水注意報	洪水注意報
水防活動用洪水警報	洪水警報



注1) 太線で囲まれている機関は、気象業務法の規定に基づく水防活動用気象等警報通知先

注2) 実線矢印は、その機関等が行える効率の良い伝達方法

注3) 破線矢印は、放送等

注4) NTT東日本及びNTT西日本は、「水防活動用気象等注意報」の通知対象外

注5) 防災関係機関は、陸上自衛隊北部方面総監部（情報部資料課）、北海道警察、北海道運輸局、第一管区海上保安本部、北海道電力（株）等

図表 2-1 水防活動用気象等警報及び注意報

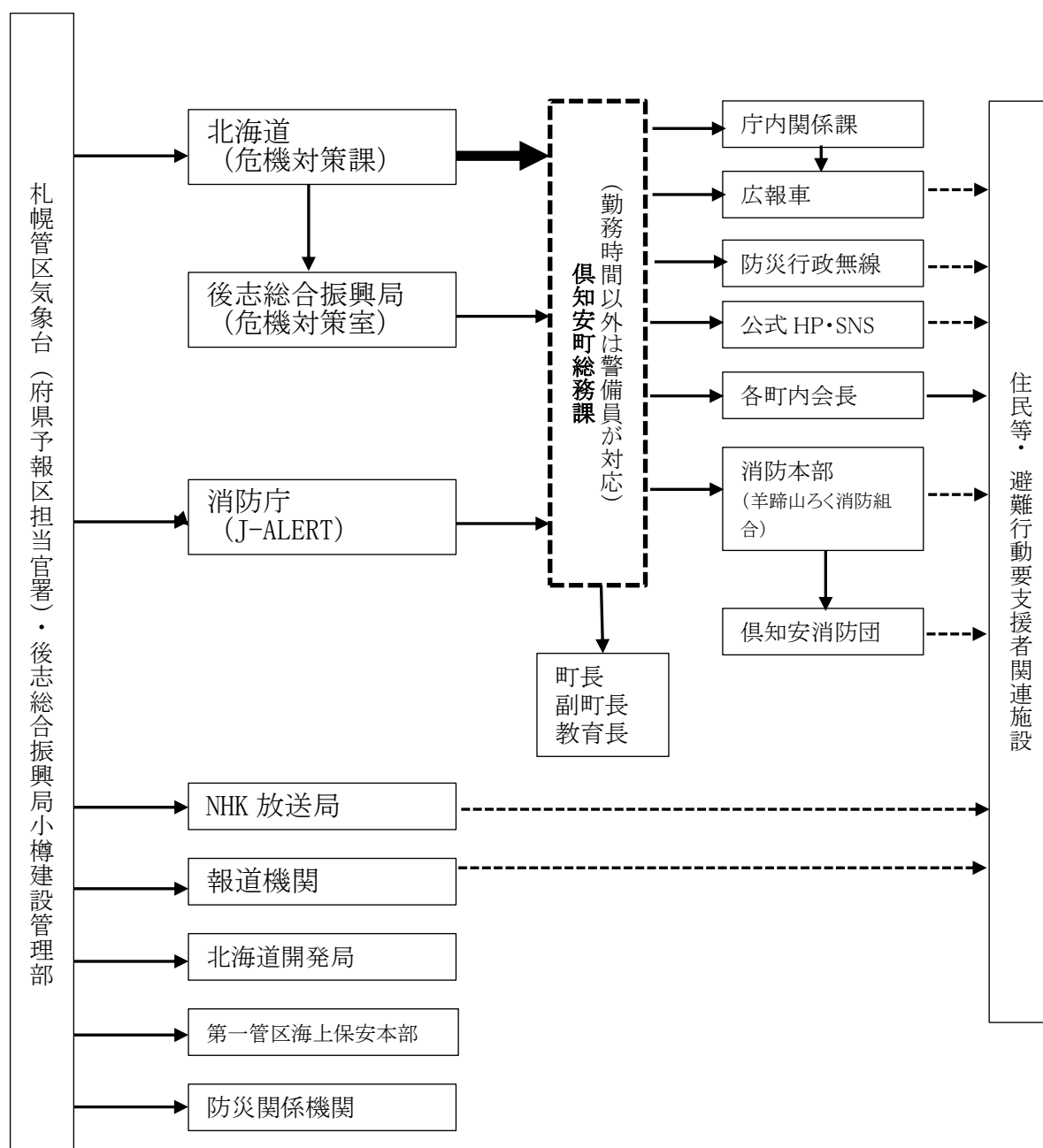
(4) 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、町長の避難情報の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報で、後志総合振興局と気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる

(<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land>)。

危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

伝達は次の系統により行うものとする。



注1) 太線矢印は、土砂災害防止法第27条の規定に基づき通知が義務づけられている伝達経路

注2) 実線矢印は、その機関等が行える効率の良い伝達方法

注3) 破線矢印は、放送等

注4) 防災関係機関は、陸上自衛隊北部方面総監部（情報部資料課）、北海道警察、北海道運輸局、北海道電力㈱ 等

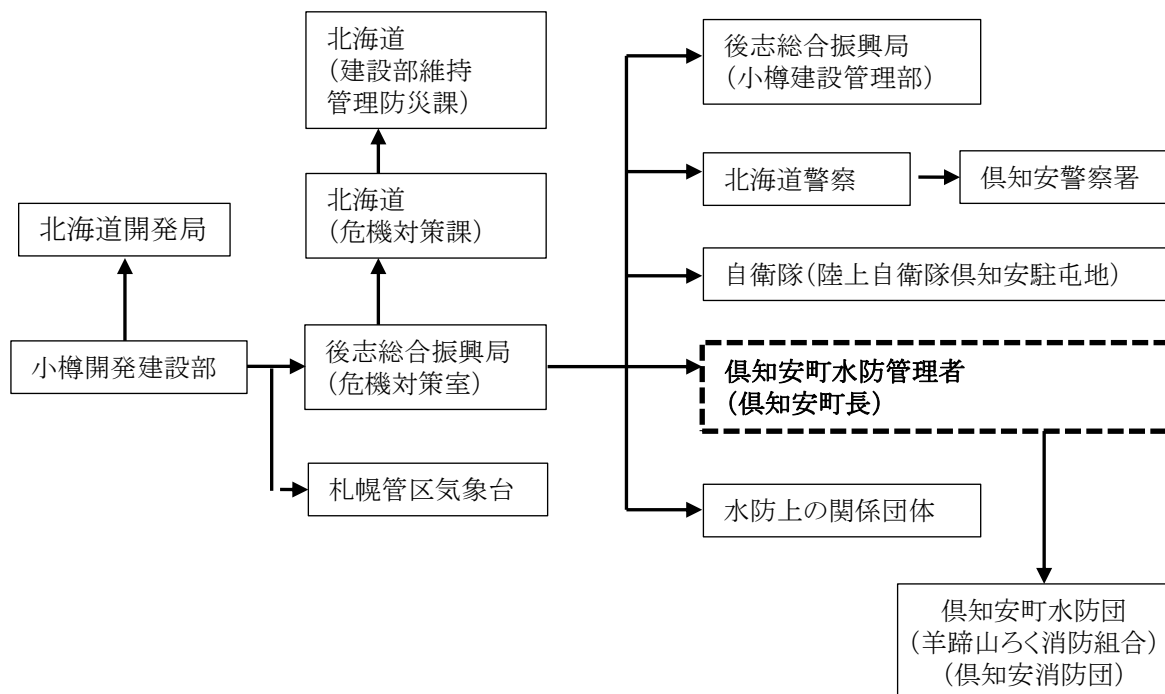
図表 2-2 土砂災害警戒情報の伝達系統図

(5) 水防警報（水防法第16条）

ア 国土交通大臣が行う水防警報

水防法第16条第1項の規定により、国土交通大臣が指定した河川・海岸についての水防警報は、北海道開発局が発表し、伝達は次の系統により行う。

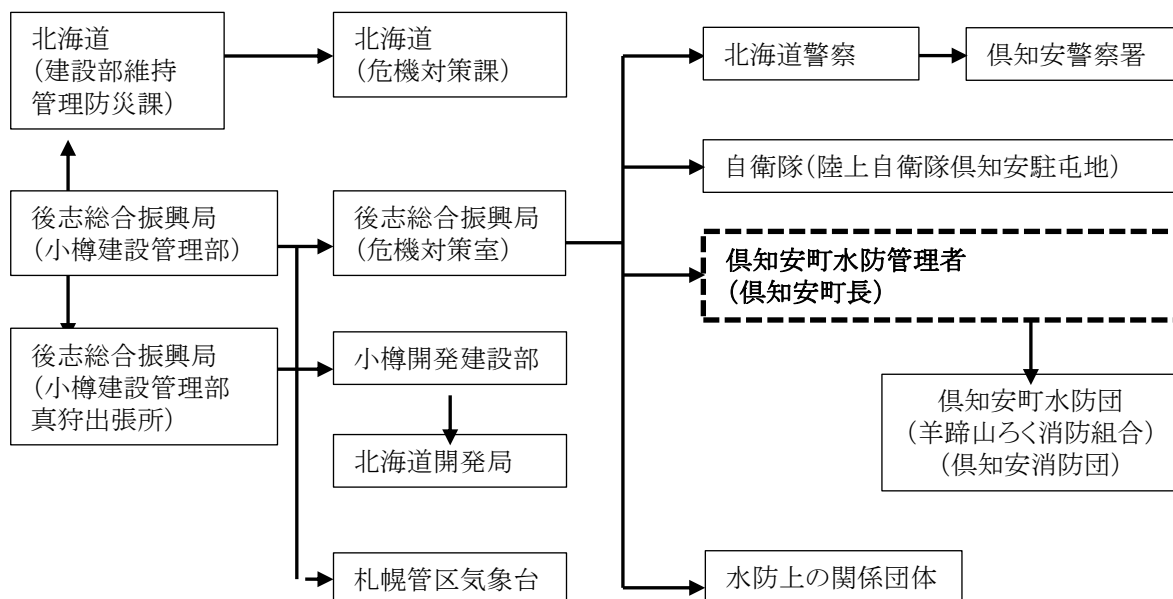
※河川の場合



図表 2-4 国土交通大臣が行う水防警報の伝達系統図

イ 知事が行う水防警報

水防法第16条第1項の規定により、知事が指定した河川についての水防警報は、道が発表し、伝達は次の系統により行う。

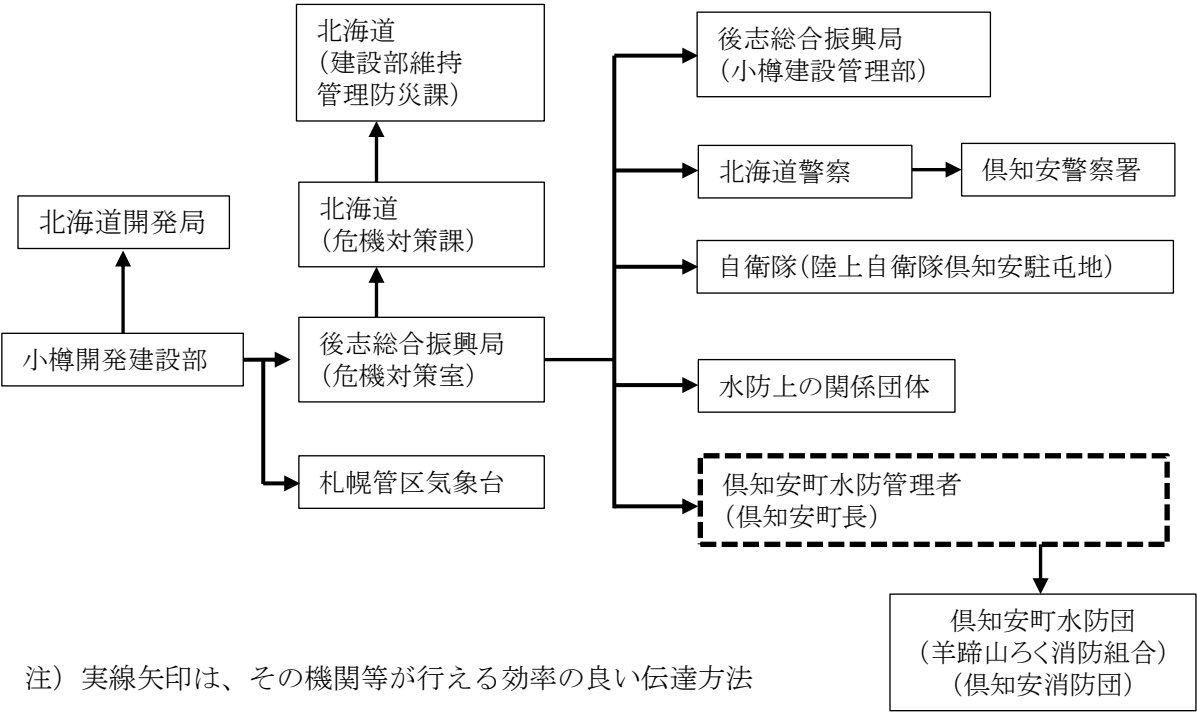


図表 2-5 知事が行う水防警報の伝達系統図

(6) 水位情報の通知

ア 国土交通大臣が行う水位情報の通知

水防法第13条第1項の規定により、国土交通大臣が指定した水位周知河川の水位情報の通知は、次の伝達系統により行う。

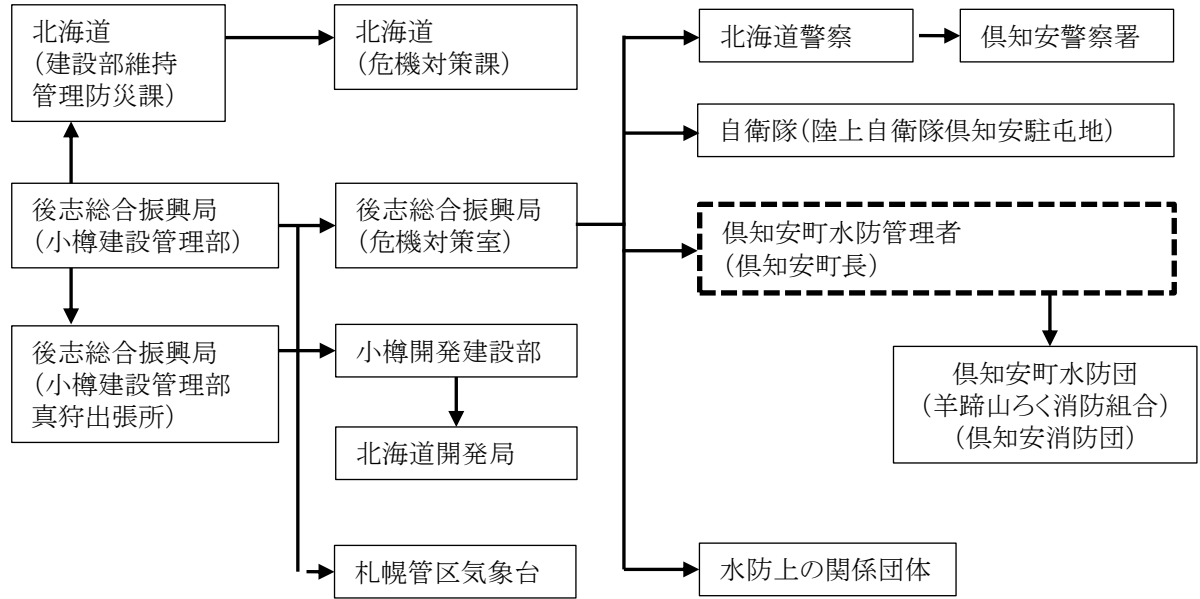


注) 実線矢印は、その機関等が行える効率の良い伝達方法

図表 2-6 国土交通大臣が行う水位情報の伝達系統図

イ 知事が行う水位情報の通知

水防法第13条第2項の規定により、知事が指定した水位周知河川の水位情報の通知は、次の伝達系統により行う。



注) 実線矢印は、その機関等が行える効率の良い伝達方法

図表 2-7 知事が行う水位情報の伝達系統図

(7) 火災気象通報（林野火災気象通報を兼ねる。）

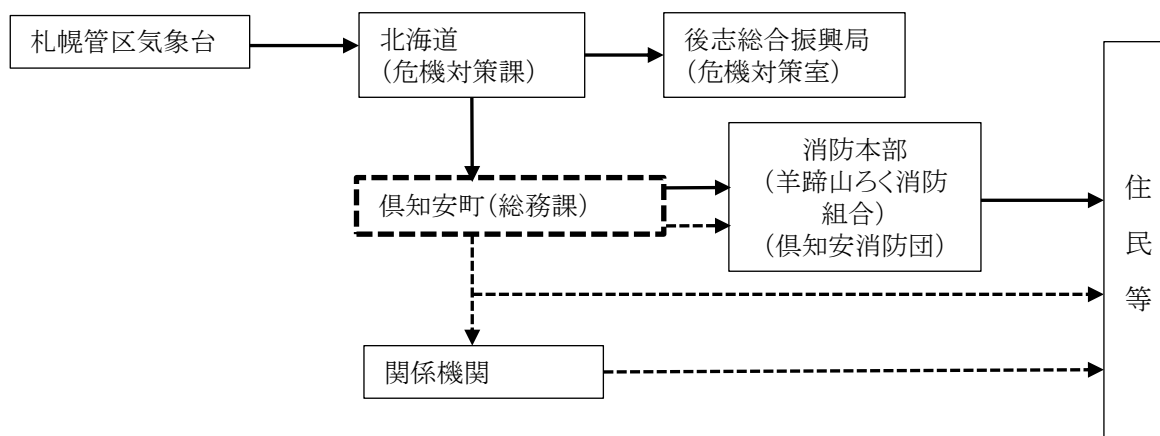
札幌管区気象台が行う火災気象通報の発表及び終了の通報は、消防法（第22条）の規定に基づき、札幌管区気象台から道に通報するものとする。

通報を受けた道は、町に通報するものとし、町長は、この通報を受けたとき、又は気象の状況から火災の予防上危険であると認めたときは、火災に関する警報を発することができる。

なお、火災気象通報は林野火災気象通報を兼ねるものとする。

ア 伝達

火災気象通報の伝達系統は、次のとおりである。



注1) 実線及び破線矢印は、その機関等において効率の良い伝達方法

注2) 破線矢印は、町長が火災に関する警報を発した場合

図表 2-8 火災気象通報の伝達系統図

イ 通報基準

発表官署	地域名（一次細通報基準分区域名）	通報基準
札幌管区気象台	後志地方	「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。

平均風速が基準以上の予想であっても降雨及び降雪の状況には火災気象通報を行わない場合がある。

(8) 気象情報等

ア 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（後志地方など）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（石狩・空知・後志地方など）で発表される。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

イ 地方気象情報、府県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って予告的に注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する情報である。

ウ 台風に関する気象情報

北海道地方への台風の影響が予想される場合に、住民に対して、台風の状況の周知と防災対策の必要性を喚起することを目的として発表する情報である。

エ 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。

この情報が発表されたときは、土砂災害及び低地の浸水、中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、キキクル（危険度分布）で確認する必要がある。

土砂キキクル(危険度分布) <https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land>

浸水キキクル(危険度分布) <https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:inund>

洪水キキクル(危険度分布) <https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood>

オ 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に発表する情報である。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を発表する。

情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

※雨雲の動き（降水・雷・竜巻ナウキャスト）

<https://www.jma.go.jp/bosai/nowc/>

第3 異常現象を発見した者の措置等

(1) 通報義務（基本法第54条第1及び2項）

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその状況を町長又は警察官に通報しなければならない。何人もこの通報が最も迅速に到着するように協力しなければならない。

(2) 警察官等の通報（基本法第54条第3項）

異常現象発見者から通報をうけた警察官又は海上保安官は、その旨をすみやかに町長に通報しなければならない。

(3) 町長の通報（基本法第54条第4項）

異常現象に関する通報を受けた町長は、次の気象官署に通報しなければならない。

宛先官署名	電話番号
札幌管区気象台 札幌市中央区北2条西18丁目2	札幌 011 - 611-0170（天気相談所） 611-6125（地震火山）

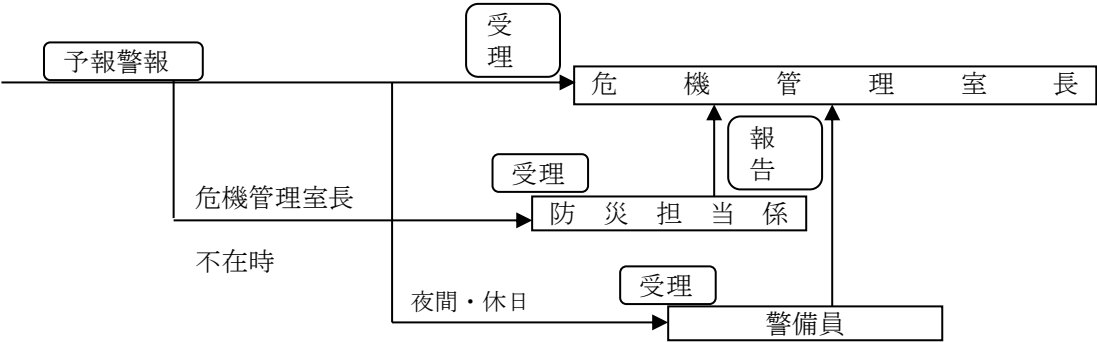
第4 予報警報の受理及び伝達

(1) 予報警報の受理（町地域防災計画資料編_資料-7 各団体連絡責任者等）

気象官署が発表する予報警報は総務課危機管理室長（以下、「危機管理室長」という）が受理する。

危機管理室長が不在の場合は、防災担当係が代わって受理し、直ちに危機管理室長に報告を行う。

夜間又は休日等、受領担当職員が不在の時は夜警員が受理し、直ちに危機管理室長にその旨報告を行う。



図表 2-9 予報警報の受理系統図

(2) 予報警報の伝達（町地域防災計画資料編_資料-7 各団体連絡責任者等）

予報警報を受理した危機管理室長は、必要に応じて総務課長、関係各課及び防災関係機関に通知する。

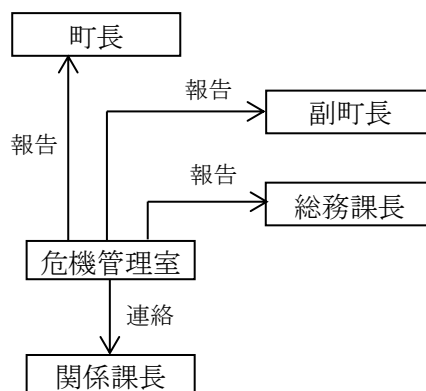
夜間休日に警備員が予報警報を受理した場合、又は危機管理室長が不在で防災担当係が予報警報を受理した場合で、危機管理室長が予報警報の伝達を実施できない理由がある場合、予報警報を受理した者が総務課主幹の指示のもとに予報警報の伝達を行う。

総務課主幹より報告を受けた総務課長は、適切な人員配置を行い、災害情報及び被害情報の収集・伝達、パトロール及び警戒等、必要な活動を行う。

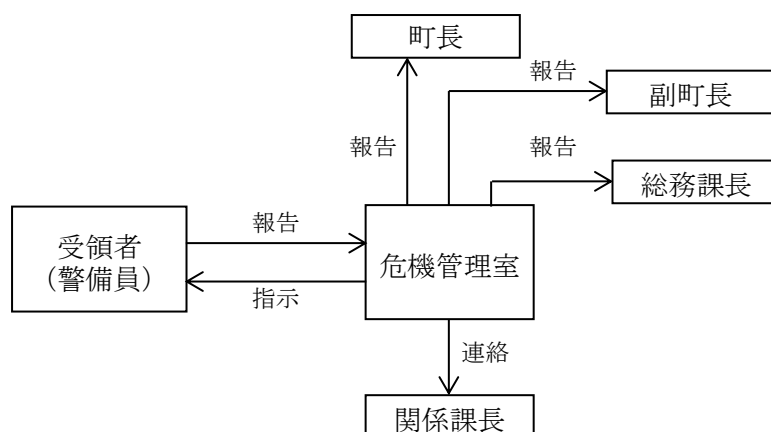
また、総務課長は、防災上必要と認められる場合は、広報広聴係に指示して、一般住民に対して予報警報の周知を行う。

また、危機管理室長は気象予報警報及び災害情報等の内容により、災害対策本部の設置基準（本章第1節第3応急活動体制）を超えるか、又は超えることが予想される場合、速やかに町長及び副町長に報告し、災害対策本部設置の判断を得る。

※通常時の伝達経路



※夜間・休日の伝達経路



図表 2-10 予報警報の伝達経路（通常時、夜間・休日）

第5 気象官署の組織等

(1) 気象官署

道内には、札幌管区気象台、各地方気象台等の気象官署があり、その組織は、次のとおりである。



(2) 観測所

気象庁は、気象災害を防止・軽減するために、雨、風、雪などの気象状況および潮位の変動を時間的、地域的に細かく監視する地域気象観測システム（アメダス）および潮位観測施設を全国に配置している。

本道における観測施設の種類及び内容は、次のとおりである。

種類	内容
地域気象観測所	気温、湿度、風向風速、降水量、日照時間（気象官署、特別地域気象観測所に限る）、積雪の深さ（一部の観測所に限る。）を常時観測する施設で道内173箇所（気象官署、特別地域気象観測所、空港を含む）に配置している。
地域雨量観測所	降水量、積雪の深さ（一部の観測所に限る。）を常時観測する施設で道内の52箇所に配置している。
潮位観測施設	潮位の変動を常時観測する施設で道内5箇所（稚内、網走、釧路、花咲、函館、小樽）に配置している。